

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第12号

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>教科</u>（<u>校長が認める特に必要な教科</u>を除く。）の名称及び授業時数</p> <p>イ <u>校長が認める特に必要な教科</u>の名称、目標、内容及び授業時数</p> <p>ウ <u>特別の教科である道徳</u>の授業時数</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>総合的な探究の時間</u>の実施計画の概要及び単位数</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>総合的な探究の時間</u>の実施計画の概要及び単位数</p> <p>(4) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>特別の教科である道徳</u>の授業時数</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>総合的な探究の時間</u>の実施計画の概要及び授業時数</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第1項の教育課程を編成するに当たっては、次の各号に掲げる学校の種類に応じ、学年別に、当該各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) 中学校</p> <p>ア <u>教科</u>（<u>規則第72条第2項のその他特に必要な教科</u>を除く。）の名称及び授業時数</p> <p>イ <u>その他特に必要な教科</u>の名称、目標、内容及び授業時数</p> <p>ウ <u>道徳</u>の授業時数</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2) 高等学校</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>総合的な学習の時間</u>の実施計画の概要及び単位数</p> <p>(3) 特別支援学校（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）の高等部</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>総合的な学習の時間</u>の実施計画の概要及び単位数</p> <p>(4) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>道徳</u>の授業時数</p> <p>エ 略</p> <p>オ <u>総合的な学習の時間</u>の実施計画の概要及び授業時数</p>

(5) 略

ア 略

イ 特別の教科である道徳の授業時数

ウ・エ 略

(6) 略

ア 略

イ 特別の教科である道徳の授業時数

ウ 略

4 略

(教材の届出)

第11条 略

(1) 教科書の発行されていない教科若しくは科目又は特別活動若しくは総合的な探究の時間の主たる教材として教科書以外の図書を使用しようとするとき。

(2) 略

(5) 特別支援学校の小学部（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）及び中学部

ア 略

イ 道徳の授業時数

ウ・エ 略

(6) 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の小学部

ア 略

イ 道徳の授業時数

ウ 略

4 略

(教材の届出)

第11条 校長は、教材の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、第3号様式による教材使用届出書により、教育長に届け出なければならない。この場合において、特に必要と認められるときは、教材の見本を添えなければならない。

(1) 教科書の発行されていない教科若しくは科目又は道徳、特別活動若しくは総合的な学習の時間の主たる教材として教科書以外の図書を使用しようとするとき。

(2) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成34年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項第1号、同項第5号イ及び同項第6号イの改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は平成31年4月1日から、第5条第3項第4号ウの改正規定及び附則第6項の規定は平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の香川県立学校の管理運営に関する規則（以下「新規則」という。）第5条第3項第2号オ、同項第3号オ、同項第4号オ及び第11条第1号の規定は、この規則の施行の日以降高等学校、特別支援学校（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）の高等部又は知的障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部に入学した生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。）第135条第5項の規定により準用される規則第91条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。

3 前項の規定により新規則第5条第3項第2号オ、同項第3号オ、同項第4号オ及び第11条第1号の規定が適用されるまでの高等学校、特別支援学校（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）の高等部及び知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部の教育課程については、なお従前の例による。

- 4 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間に高等学校、特別支援学校（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校を除く。）の高等部又は知的障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部に入学した生徒（規則第135条第5項の規定により準用される規則第91条の規定により入学した生徒であって平成31年3月31日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成31年4月1日から新規則第5条第3項第2号オ、同項第3号オ、同項第4号オ及び第11条第1号の規定が適用されるまでの間におけるこの規則による改正前の香川県立学校の管理運営に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条第3項第2号オ、同項第3号オ、同項第4号オ及び第11条第1号の規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探求の時間」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部に入学した生徒（規則第135条第5項の規定により準用される規則第91条の規定により入学した生徒であって平成31年3月31日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における旧規則第5条第3項第4号ウの規定の適用については、同号ウ中「道徳」とあるのは「特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳」とする。
- 6 平成32年4月1日から平成34年3月31日までの間に知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部に入学した生徒（規則第135条第5項の規定により準用される規則第91条の規定により入学した生徒であって平成32年3月31日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成32年4月1日から新規則第5条第3項第4号ウの規定が適用されるまでの間における旧規則第5条第3項第4号ウの規定の適用については、これらの規定中「道徳」とあるのは「特別の教科である道徳」とする。